

複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3本文の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（平成三十三年三月三十一日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十九号に掲げる者（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第七十一号）別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に二年以上従事した経験を有するものを含む。）

十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注2の厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3本文の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

（新設）

十二 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研